

県南広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年2月19日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 路線名 東和薄衣線
- 2 供用開始の区間 一関市藤沢町黄海字下曲田423番6地先から167番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年2月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成28年2月19日から同年3月22日まで